

高知県公報

発行
高知県
高知市丸の内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

条 例		ページ
◎高知県税条例の一部を改正する条例	〈4・30揭示〉	3
規 則		
◎高知県税規則の一部を改正する規則	〈4・30揭示〉	8

公布された条例のあらまし

◆高知県税条例の一部を改正する条例(高知県条例第27号)

1 条例改正の目的

地方税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第21号)の施行に伴い、県民税、法人の事業税、不動産取得税、自動車税、自動車取得税、軽油引取税及び狩猟税について必要な改正をすることとした。

2 主要な内容

(1) 県民税

ア 法人でない社団又は財団で収益事業を行わないものについて、非課税とすること。(第32条第1項第4号)

イ 人格のない社団等(法人でない社団又は財団で収益事業を行うものをいう。オにおいて同じ。)、公益法人等などについて均等割を課す場合には、最低税率を適用すること。(第47条第1項)

ウ 国外関連者との取引に係る課税の特例について、当該特例による更正又は決定を受けた者が、租税条約の相手国との相互協議の申立てをした場合には、当該申立てをした者の申請に基づき、更正又は決定に係る法人税割の徴収を猶予することとし、徴収を猶予する場合には、猶予する金額に相当する担保を徴すること。また、徴収の猶予をした法人税割に係る延滞金のうち猶予期間に対応する部分の金額は、免除すること。(第49条の2及び第49条の3)

エ 住宅借入金等特別税額控除について、納税通知書が送達された後に申告書が提出された場合においても、市町村長がやむを得ない理由があると認めるときは、税額控除を適用できることとすること。(付則第9条の2)

オ 人格のない社団等を法人とみなすこととすることに伴い、所要の規定の整備を行うこと。

(2) 法人の事業税

国外関連者との取引に係る課税の特例について、当該特例による更正又は決定を受けた者が、租税条約の相手国との相互協議の申立てをした場合には、当該申立てをした者の申請に基づき、更正又は決定に係る法人の事業税及びその加算金の額の徴収を猶予することとし、徴収を猶予する場合には、猶予する金額に相当する担保を徴すること。また、徴収の猶予をした法人の事業税に係る延滞金のうち猶予期間に対応する部分の金額は、免除すること。(第62条の2及び第62条の3)

(3) 不動産取得税

ア 新築家屋を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を家屋新築の日から6月を経過した日とする規定について、対象から独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構等を除外すること。(第71条第2項)

イ 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、対象から独立行政法人都市再生機構から購入した住宅を従業員に譲渡する場合を除外すること。(第83条第1項)

ウ 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から1年(本則6月)を経過した日とする特例措置について、対象から独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構等を除外した上、その適用期限を平成22年3月31日まで延長すること。(付則第16条第1項)

エ 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅

新築までの経過年数要件を緩和する特例の適用期限を平成22年3月31日まで延長すること。(付則第16条第2項)

オ 農地保有合理化法人が担い手農業者確保事業により取得する農地等に係る納税義務の免除措置等について、納税義務の免除措置等の期間を5年延長する特例措置の適用期限を平成22年3月31日まで延長すること。(付則第21条)

カ 独立行政法人緑資源機構が廃止されたことに伴い、所要の規定の整備を行うこと。

(4) 自動車税

排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置について、軽減対象を重点化し、次の措置を講ずること。

ア 環境負荷の小さい自動車

平成20年度及び平成21年度に新車新規登録された次の自動車について、それぞれ当該新車新規登録の翌年度に次の特例措置を講ずること。

(ア) 電気自動車、一定の排出ガス性能を満たす天然ガス自動車及びエネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)に規定するエネルギー消費効率(以下「エネルギー消費効率」という。)が同法の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して定めるエネルギー消費効率(以下「基準エネルギー消費効率」という。)に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもの 税率のおおむね100分の50を軽減(付則第23条第3項)

(イ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもの 税率のおおむね100分の25を軽減(付則第23条第5項)

イ 環境負荷の大きい自動車

新車新規登録から一定の年数を経過した次の自動車(電気自動車、天然ガス自動車及びメタノール自動車並びに一般乗合用バス及び被けん引車を除く。)について、それぞれその経過する日の属する年度以後に税率のおおむね100分の10を重課する特例措置を講ずること。

(ア) ガソリン車又はLPG車で平成9年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 当該新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過する日の属する年度(付則第23条第1項第1号)

(イ) ディーゼル車その他の(ア)に掲げる自動車以外の自動車で平成11年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 当該新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過する日の属する年度(付則第23条第1項第2号)

(5) 自動車取得税

ア 自動車取得税の税率及び免税点の特例措置の適用期限を平成30年3月31日まで延長すること。(付則第24条及び第26条)

イ 排出ガス性能及び燃費性能の優れた自動車に係る課税標準の特例措置について、次のとおり軽減対象を重点化し、その適用期限を平成22年3月31日まで延長すること。

(ア) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の

4分の1を超えないものについて、取得価額から30万円を控除すること。(付則第25条第4項)

(イ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないものについて、取得価額から15万円を控除すること。(付則第25条第5項)

ウ 車両総重量が3.5トンを超えるディーゼル車に係る税率の特例措置について、次のとおり軽減対象を重点化し、その適用期限を平成22年3月31日まで延長すること。

(ア) 車両総重量が12トンを超えるディーゼル車のうち、平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上であるものを取得した場合における税率は、当該特例措置の適用がないものとした場合の税率から100分の2(当該取得が平成21年10月1日から平成22年3月31日までの間に行われたときは、100分の1)を控除した率とすること。(付則第25条第7項第1号)

(イ) 車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のディーゼル車のうち、平成22年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上であるものを取得した場合における税率は、当該特例措置の適用がないものとした場合の税率から100分の2を控除した率とすること。(付則第25条第7項第2号)

エ 車両総重量が3.5トン以下の一定のディーゼル車のうち、平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合するものを平成22年3月31日までに取得した場合における税率は、当該特例措置の適用がないものとした場合の税率から100分の1(当該取得が平成21年10月1日から平成22年3月31日までの間に行われたときは、100分の0.5)を控除した率とすること。(付則第25条第7項第3号)

(6) 軽油引取税

ア 軽油引取税の課税免除の対象として、委託を受けて農作業を行う者が動力耕うん機等の動力源の用途に供する場合を追加すること。(第183条)

イ 軽油引取税の税率の特例措置の適用期限を平成30年3月31日まで延長すること。(付則第27条)

(7) 狩猟税

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)に規定する対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録に係る税率を2分の1とする特例措置等を平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間に受ける登録に限り講ずること。(付則第28条の2)

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2の(3)の(ア)からウまで(ウのうち適用期限を延長する部分を除く。)、2の(5)(アのうち免税点の特例措置の適用期限を延長する部分を除く。)及び2の(6)のイは平成20年5月1日から、2の(6)の(ア)は同年6月30日から施行することとした。

条 例

高知県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成20年4月30日(掲示済)

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第27号

高知県税条例の一部を改正する条例

高知県税条例(昭和33年高知県条例第1号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項第1号ウ中「者の」を「者の法第24条第8項に規定する」に改める。

第32条第1項第4号中「〔寮等〕」を「以下この節において〔寮等〕」に改め、「。以下この節において同じ」及び「及び県内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの(第5項に規定するものを除く。第34条において同じ。)」を削り、同項第6号中「者の」を「者の法第24条第8項に規定する」に改め、同条第4項中「法人税法第2条第6号の公益法人等(」を「公益法人等(法人税法第2条第6号の公益法人等並びに)」に、「法人を含む」を「特定非営利活動法人をいう」に改め、同条第5項中「含む」を「含む。以下この節において「人格のない社団等」という」に、「この節中法人に関する」を「この節の」に改める。

第33条の見出し中「法人等」を「法人」に改め、同条ただし書中「第1号、第2号及び第5号」を「第3号に掲げるもの以外のもの」に改め、同条第4号を削り、同条第5号を同条第4号とする。

第34条の見出し中「法人等」を「法人」に改め、同条第1項中「及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの(以下この節において「法人等」という。)」を削り、同条第2項及び第3項中「法人等」を「法人」に改める。

第35条の見出し及び同条第1項中「法人等」を「法人」に改める。

第47条の見出し中「法人等」を「法人」に改め、同条第1項中「法人等の」を「法人の」に改め、同項の表を次のように改める。

法人の区分	税率
1 次に掲げる法人 ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び第32条第4項に規定する公益法人等のうち、法第25条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。) イ 人格のない社団等 ウ 一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。))に該当するものを除く。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。) エ 保険業法(平成7年法律第105号)に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの(アからウまでに掲げる法人を除く。) オ 法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額(保険業法に規定する相互	年額 2万円

会社にあつては、純資産額として政令で定めるところにより算定した金額。以下「資本金等の額」という。)を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。)で資本金等の額が1,000万円以下であるもの	
2 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもの	年額 5万円
3 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもの	年額 13万円
4 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもの	年額 54万円
5 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもの	年額 80万円

第47条第2項中「若しくは第4号」を削る。

第48条(見出しを含む。)中「法人等」を「法人」に改める。

第49条の見出し及び同条第4項中「法人等」を「法人」に改め、同条の次に次の2条を加える。

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の県民税の徴収猶予)

第49条の2 知事は、内国法人(法の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人をいう。以下同じ。)が法人税法第139条に規定する条約(以下この節において「租税条約」という。)の規定に基づき国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立て(租税特別措置法第66条の4第1項の規定の適用がある場合の申立てに限る。以下この項において同じ。)をした場合(外国法人が租税条約の規定に基づき当該外国法人に係る租税条約の我が国以外の締約国(以下この節において「条約相手国」という。)の権限ある当局に対し当該租税条約に規定する申立てをし、かつ、条約相手国の権限ある当局から当該条約相手国との間の租税条約に規定する協議(以下この節において「相互協議」という。)の申入れがあつた場合を含む。)には、これらの申立てをした者の申請に基づき、これらの申立てに係る租税特別措置法第66条の4第16項第1号に掲げる更正決定に係る法人税額(これらの申立てに係る相互協議の対象となるものに限る。以下この項において同じ。)に基づいて法第53条第28項の規定により申告納付すべき法人税割額又は当該更正決定に係る法人税額に基づいて知事が前条第1項若しくは第2項の規定によって更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき法人税割額を限度として、法第53条第28項又は第56条第1項の規定による納付すべき日又は納期限(当該申請が当該納付すべき日又は納期限後であるときは、当該申請の日とする。)から国税庁長官と当該条約相手国の権限ある当局との間の合意に基づく国税通則法(昭和37年法律第66号)第26条の規定による更正に係る法人税額に基づいて知事が前条第1項又は第3項の規定によって更正をした場合における当該更正があつた日(当該合意がない場合その他の政令で定める場合にあつては、政令で定める日)の翌日から1月を経過する日までの期間(第4項において「徴収の猶予期間」という。)に限り、その徴収を猶予することができる。ただし、当該申請を行う者につき当該申請の時に於いて当該法人税割額以外の県税の滞納がある場合は、この限りでない。

- 2 知事は、前項の規定に基づく徴収の猶予（以下この条において「徴収の猶予」という。）をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保で法第16条第1項各号に掲げるものを、政令で定めるところにより徴さなければならない。ただし、その猶予に係る税額が50万円以下である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。
- 3 徴収の猶予を受けた者が法第55条の2第4項各号のいずれかに該当するときは、知事は、その徴収の猶予を取り消すことができる。この場合においては、法第15条の3第2項及び第3項の規定を準用する。
- 4 徴収の猶予をした場合には、その猶予をした法人税割に係る延滞金額のうち徴収の猶予期間（第1項の申請が同項の納付すべき日又は納期限以前である場合には、当該申請の日を起算日として当該納付すべき日又は納期限までの期間を含む。）に対応する部分の金額は、免除する。ただし、前項の規定に基づく取消しの基因となるべき事実が生じた場合には、その生じた日後の期間に対応する部分の金額については、知事は、その免除をしないことができる。
- 5 徴収の猶予に関する申請の手續に関し必要な事項は、規則で定める。
（租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の県民税の徴収猶予）
- 第49条の3** 知事は、連結親法人が租税条約の規定に基づき国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立て（租税特別措置法第68条の88第1項の規定の適用がある場合の申立てに限る。）をした場合には、当該申立ての対象となる取引の当事者である当該連結親法人又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（以下この項において「対象連結法人」という。）の申請に基づき、当該申立てに係る同条第16項第1号に掲げる更正決定に係る連結法人税額（当該申立てに係る相互協議の対象となるものに限る。以下この項において同じ。）に係る個別帰属法人税額（当該申請をした対象連結法人に係るものに限る。以下この項において同じ。）に基づいて法第53条第28項の規定により申告納付すべき法人税割額又は当該更正決定に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づいて知事が第49条第1項若しくは第2項の規定によって更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき法人税割額を限度として、法第53条第28項又は第56条第1項の規定による納付すべき日又は納期限（当該申請が当該納付すべき日又は納期限後であるときは、当該申請の日とする。）から国税庁長官と当該条約相手国の権限ある当局との間の合意に基づく国税通則法第26条の規定による更正に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づいて知事が第49条第1項又は第3項の規定によって更正をした場合における当該更正があった日（当該合意がない場合その他の政令で定める場合にあつては、政令で定める日）の翌日から1月を経過する日までの期間（第4項において「徴収の猶予期間」という。）に限り、その徴収を猶予することができる。ただし、当該申請を行う対象連結法人につき当該申請の時に当該法人税割額以外の県税の滞納がある場合は、この限りでない。
- 2 知事は、前項の規定に基づく徴収の猶予（以下この条において「徴収の猶予」という。）をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保で法第16条第1項各号に掲げるものを、政令で定めるところにより徴さなければならない。ただし、その猶予に係る税額が50万円以下である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。
- 3 徴収の猶予を受けた者が法第55条の4第4項各号のいずれかに該当するときは、知事は、その徴収の猶予を取り消すことができる。この場合においては、法第15条の3第2項及び第3項の規定を準用する。

- 4 徴収の猶予をした場合には、その猶予をした法人税割に係る延滞金額のうち徴収の猶予期間（第1項の申請が同項の納付すべき日又は納期限以前である場合には、当該申請の日を起算日として当該納付すべき日又は納期限までの期間を含む。）に対応する部分の金額は、免除する。ただし、前項の規定に基づく取消しの基因となるべき事実が生じた場合には、その生じた日後の期間に対応する部分の金額については、知事は、その免除をしないことができる。
- 5 徴収の猶予に関する申請の手續に関し必要な事項は、規則で定める。
第50条の見出し中「法人等」を「法人」に改め、同条中「法人等」を「法人」に、「前条第4項」を「第49条第4項」に改める。
第59条の2の見出し中「法人」を「第53条第1項第1号アに掲げる法人に係る法人」に改める。
第62条の次に次の2条を加える。
（租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予）
- 第62条の2** 知事は、内国法人が法人税法第139条に規定する条約（以下この節において「租税条約」という。）の規定に基づき国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立て（租税特別措置法第66条の4第1項の規定の適用がある場合の申立てに限る。以下この項において同じ。）をした場合（外国法人が租税条約の規定に基づき当該外国法人に係る租税条約の我が国以外の締約国（以下この節において「条約相手国」という。）の権限ある当局に対し当該租税条約に規定する申立てをし、かつ、条約相手国の権限ある当局から当該条約相手国との間の租税条約に規定する協議（以下この節において「相互協議」という。）の申入れがあった場合を含む。）には、これらの申立てをした者の申請に基づき、これらの申立てに係る租税特別措置法第66条の4第16項第1号に掲げる更正決定に係る法人税額（これらの申立てに係る相互協議の対象となるものに限る。以下この項において同じ。）の課税標準とされた所得に基づいて法第72条の33第3項の規定により申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額又は当該更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づいて知事が前条第1項若しくは第2項若しくは第63条の2第1項若しくは第2項の規定によって更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額並びに当該所得割額又は付加価値割額に係る過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金として政令で定めるところにより計算した金額の合算額を限度として、法第72条の33第3項又は第72条の44第1項の規定による納期限（当該申請が当該納期限後であるときは、当該申請の日とする。）から国税庁長官と当該条約相手国の権限ある当局との間の合意に基づく国税通則法第26条の規定による更正に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づいて知事が前条第1項若しくは第3項又は第63条の2第1項若しくは第3項の規定によって更正をした場合における当該更正があった日（当該合意がない場合その他の政令で定める場合にあつては、政令で定める日）の翌日から1月を経過するまでの期間（第4項において「徴収の猶予期間」という。）に限り、その徴収を猶予することができる。ただし、当該申請を行う者につき当該申請の時に当該所得割額又は付加価値割額以外の県税の滞納がある場合は、この限りでない。
- 2 知事は、前項の規定に基づく徴収の猶予（以下この条において「徴収の猶予」という。）をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保で法第16条第1項各号に掲げるものを、政令で定めるところにより徴さなければならない。ただし、その猶予に係る税額が50万円以下である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。
- 3 徴収の猶予を受けた者が法第72条の39の2第4項各号のいずれかに該当するときは、

知事は、その徴収の猶予を取り消すことができる。この場合においては、法第15条の3第2項及び第3項の規定を準用する。

4 徴収の猶予をした場合には、その猶予をした所得割又は付加価値割に係る延滞金額のうち徴収の猶予期間（第1項の申請が同項の納期限以前である場合には、当該申請の日を起算日として当該納期限までの期間を含む。）に対応する部分の金額は、免除する。ただし、前項の規定に基づく取消しの基因となるべき事実が生じた場合には、その生じた日後の期間に対応する部分の金額については、知事は、その免除をしないことができる。

5 徴収の猶予に関する申請の手續に関し必要な事項は、規則で定める。

（租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予）

第62条の3 知事は、連結親法人が租税条約の規定に基づき国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立て（租税特別措置法第68条の88第1項の規定の適用がある場合の申立てに限る。）をした場合には、当該申立ての対象となる取引の当事者である当該連結親法人又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（以下この項において「対象連結法人」という。）の申請に基づき、当該申立てに係る同条第16項第1号に掲げる更正決定に係る法人税額（当該申立てに係る相互協議の対象となるものに限る。以下この項において同じ。）の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額（当該申請をした対象連結法人に係るものに限る。以下この項において同じ。）に基づいて法第72条の33第3項の規定により申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額又は当該更正決定に係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額に基づいて知事が第62条第1項若しくは第2項若しくは第63条の2第1項若しくは第2項の規定によって更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額並びに当該所得割額又は付加価値割額に係る過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金として政令で定めるところにより計算した金額の合算額を限度として、法第72条の33第3項又は第72条の44第1項の規定による納期限（当該申請が当該納期限後であるときは、当該申請の日とする。）から国税庁長官と当該条約相手国の権限ある当局との間の合意に基づく国税通則法第26条の規定による更正に係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額に基づいて知事が第62条第1項若しくは第3項又は第63条の2第1項若しくは第3項の規定によって更正をした場合における当該更正があった日（当該合意がない場合その他の政令で定める場合にあつては、政令で定める日）の翌日から1月を経過する日までの期間（第4項において「徴収の猶予期間」という。）に限り、その徴収を猶予することができる。ただし、当該申請を行う対象連結法人につき当該申請の時において当該所得割額又は付加価値割額以外の県税の滞納がある場合は、この限りでない。

2 知事は、前項の規定に基づく徴収の猶予（以下この条において「徴収の猶予」という。）をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保で法第16条第1項各号に掲げるものを、政令で定めるところにより徴さなければならない。ただし、その猶予に係る税額が50万円以下である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。

3 徴収の猶予を受けた者が法第72条の39の4第4項各号のいずれかに該当するときは、知事は、その徴収の猶予を取り消すことができる。この場合においては、法第15条の3第2項及び第3項の規定を準用する。

4 徴収の猶予をした場合には、その猶予をした所得割又は付加価値割に係る延滞金額のうち徴収の猶予期間（第1項の申請が同項の納期限以前である場合には、当該申請の日

を起算日として当該納期限までの期間を含む。）に対応する部分の金額は、免除する。ただし、前項の規定に基づく取消しの基因となるべき事実が生じた場合には、その生じた日後の期間に対応する部分の金額については、知事は、その免除をしないことができる。

5 徴収の猶予に関する申請の手續に関し必要な事項は、規則で定める。

第65条の見出し中「新設法人等」を「新設法人」に改め、同条第1項中「あらたに事務所又は事業所を設置した内国法人又はあらたに」を「新たに事務所若しくは事業所を設置した内国法人又は新たに」に、「又は事業所を設置した日」を「若しくは事業所を設置した日」に改め、同項第1号中「又は事業所」を「若しくは事業所」に改め、同項第3号中「又は事業所」を「若しくは事業所」に、「若しくは」を「又は」に、「経営の責任者」を「経営責任者」に改める。

第71条第2項中「、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」を削り、「若しくは」を「又は」に、「第36条の2の2第1項」を「第36条の2の2」に改め、「又は住宅を新築して譲渡する者で同条第2項に定めるもの」及び「（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が注文者である家屋の新築にあつては、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成10年法律第136号）第13条第1項第3号の業務に基づき締結されるものに限る。）」を削り、同条第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項から第9項までを1項ずつ繰り上げ、同条第10項中「第8項」を「第7項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「独立行政法人緑資源機構が独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）により行う同法第11条第1項第7号イの事業及び同法附則第8条第1項の規定により行う森林開発公団法の一部を改正する法律（平成11年法律第70号）附則第8条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和49年法律第43号。以下「旧農用地整備公団法」という。）」を「独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号）附則第9条第1項又は第11条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）第11条第1項第7号イの事業又は旧農用地整備公団法（昭和49年法律第43号）」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項を同条第11項とする。

第80条第1項中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第2項中「第71条第4項及び第5項」を「第71条第3項及び第4項」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同項第2号中「1むね」を「1棟」に改め、同項第4号中「付属建物」を「附属建物」に改める。

第83条第1項第4号を削り、同条第6項中「次の各号に」を「次に」に改める。

第86条第2項中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第3項中「第71条第10項」を「第71条第9項」に改める。

第86条の2第2項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第3号及び第4号中「譲渡又は収用」を「譲渡し、又は収用され、」に改め、同条第4項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第3号及び第4号中「譲渡又は収用」を「譲渡し、又は収用され、」に改め、同条第6項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第3号及び第4号中「譲渡又は収用」を「譲渡し、又は収用され、」に改め、同条第7項中「第71条第10項」を「第71条第9項」に改める。

第86条の3第1項中「本条」を「この条」に改め、同条第3項中「次の各号に」を「次に」に、「あわせて」を「併せて」に改め、同条第5項中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第6項中「第71条第10項」を「第71条第9項」に改める。

第86条の4第3項及び第5項中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第6項中「第71条第10項」を「第71条第9項」に改める。

第86条の4の2第3項及び第5項中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第6項中

「第71条第10項」を「第71条第9項」に改める。

第86条の4の3第3項及び第5項中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第6項中「第71条第10項」を「第71条第9項」に改める。

第86条の4の4第3項及び第5項中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第6項中「第71条第10項」を「第71条第9項」に改める。

第86条の4の5第3項及び第5項中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第6項中「第71条第10項」を「第71条第9項」に改める。

第86条の5第6項及び第86条の6第6項中「第71条第10項」を「第71条第9項」に改める。

第86条の7第1項中「土地改良区又は独立行政法人緑資源機構」を「土地改良区」に、「若しくは第53条の3の2第1項の規定又は独立行政法人緑資源機構法第16条第2項若しくは同法附則第8条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる旧農用地整備公団法第23条第2項において準用するこれら」を「又は第53条の3の2第1項」に改め、同条第2項中「(独立行政法人緑資源機構法第16条第2項又は同法附則第8条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる旧農用地整備公団法第23条第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)」を削り、「土地改良法第53条の3の2第1項第1号」を「同項第1号」に改め、同条第3項中「、独立行政法人緑資源機構」を削り、同条第7項中「第71条第10項」を「第71条第9項」に改める。

第87条第6項及び第88条第6項中「第71条第10項」を「第71条第9項」に改める。

第183条の表9の項中「林業を営む者」を「林業を営む者、委託を受けて農作業を行う者で施行規則で定めるもの」に改める。

付則第9条の2第3項中「記載した申告書」を「記載した道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書」に、「市町村民税に関する申告書」を「市町村民税住宅借入金等特別税額控除申告書」に、「提出した場合(同条第4項の規定に基づき税務署長を経由して提出した場合)」を「(同条第4項の規定に基づき税務署長を経由する場合を含む。)」提出した場合(県民税の納税通知書が送達された後に道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出された場合において、当該納税通知書が送達される時までに道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出されなかったことについて、市町村民長においてやむを得ない理由があると認めるとき)に改める。

付則第12条の見出し中「中小法人等」を「中小法人」に改め、同条第3項及び第4項中「法人等」を「法人」に改める。

付則第16条第1項中「、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」を削り、「若しくは家屋」を「又は家屋」に、「政令で定めるもの若しくは住宅を新築して譲渡する者で政令で定めるもの又は住宅を購入して譲渡する者で政令で」を「政令第36条の2の2に」に改め、「若しくは同条第3項本文の規定又は当該住宅の用に供する土地に係る第83条第1項第4号」を削り、「平成20年3月31日」を「平成22年3月31日」に、「これらの規定」を「同項ただし書」に改め、同条第2項中「平成20年3月31日」を「平成22年3月31日」に改める。

付則第21条中「平成20年3月31日」を「平成22年3月31日」に、「貸付け期間」を「貸付期間」に改める。

付則第23条第1項中「以下この条において「電気自動車等」を「次項において「電気自動車等」に改め、同項第1号中「平成7年3月31日」を「平成9年3月31日」に改め、同項第2号中「平成9年3月31日」を「平成11年3月31日」に改め、同条第3項中「電気自動車等及びエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を

超えないもので施行規則で定めるもの」を「法附則第12条の3第4項各号に掲げる自動車」に、「平成16年4月1日から平成17年3月31日まで」を「平成20年4月1日から平成21年3月31日まで」に、「平成17年度分」を「平成21年度分」に、「平成17年4月1日から平成18年3月31日まで」を「平成21年4月1日から平成22年3月31日まで」に、「平成18年度分」を「平成22年度分」に改め、同条第5項中「基準エネルギー消費効率以上」を「基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上」に改め、「及びエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもので施行規則で定めるもの(同項の規定の適用を受ける自動車を除く。)」を削り、「平成16年4月1日から平成17年3月31日まで」を「平成20年4月1日から平成21年3月31日まで」に、「平成17年度分」を「平成21年度分」に、「平成17年4月1日から平成18年3月31日まで」を「平成21年4月1日から平成22年3月31日まで」に、「平成18年度分」を「平成22年度分」に改める。

付則第24条中「平成20年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

付則第25条第4項中「100分の120」を「100分の125」に、「平成18年4月1日から平成20年5月31日まで」を「平成20年5月1日から平成22年3月31日まで」に改め、同条第5項中「100分の110」を「100分の115」に、「平成18年4月1日から平成20年5月31日まで」を「平成20年5月1日から平成22年3月31日まで」に改め、同条第7項を次のように改める。

7 次に掲げる軽油自動車(軽油を内燃機関の燃料とする自動車をいう。以下この項において同じ。)の取得(第1項から第5項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成20年5月1日から平成22年3月31日までの間に行われたときに限り、第179条の5及び前条の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき第179条の5又は前条に定める率から、第1号に掲げる軽油自動車にあっては100分の2(当該取得が平成21年10月1日から平成22年3月31日までに行われた場合にあっては、100分の1)を、第2号に掲げる軽油自動車にあっては100分の2を、第3号に掲げる軽油自動車にあっては100分の1(当該取得が平成21年10月1日から平成22年3月31日までに行われた場合にあっては、100分の0.5)をそれぞれ控除した率とする。

(1) 車両総重量が12トンを超える軽油自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの

(2) 車両総重量が3.5トンを超え12トン以下の軽油自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成22年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの

(3) 車両総重量が3.5トン以下の軽油自動車で施行規則で定めるもののうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合するもの

付則第26条中「平成20年5月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

付則第27条中「平成20年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

付則第28条の次に次の1条を加える。

(狩猟税の税率の特例)

第28条の2 平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録で

あって次に掲げる登録のいずれかに該当するものに係る狩猟税の税率は、第202条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に2分の1を乗じた税率とする。

(1) 対象鳥獣捕獲員(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)第9条第5項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第56条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。次号において同じ。)に係る狩猟者の登録

(2) 前号の狩猟者の登録(以下この号において「軽減税率適用登録」という。)を受けていた者が対象鳥獣捕獲員でなくなった場合において、その者が当該軽減税率適用登録に係る狩猟免許と同一の種類の狩猟免許について当該軽減税率適用登録の有効期間の範囲内の期間を有効期間とする狩猟者の登録を受けるときにおける当該狩猟者の登録

付則第33条第2項中「若しくは第4号」を削り、「法人等」を「法人」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第71条第2項の改正規定及び第83条第1項第4号を削る改正規定並びに付則第16条第1項の改正規定(「平成20年3月31日」を「平成22年3月31日」に改める部分を除く。)並びに付則第24条、第25条及び第27条の改正規定並びに附則第12項、第14項、第17項及び第19項の規定 平成20年5月1日

(2) 第183条の表の改正規定及び附則第18項の規定 平成20年6月30日

2 この条例(付則第16条第1項の改正規定(「平成20年3月31日」を「平成22年3月31日」に改める部分を除く。)を除く。)による改正後の高知県税条例(以下「新条例」という。)第71条第10項並びに付則第16条、第21条及び第28条の2の規定は、平成20年4月1日から適用する。

(個人の県民税に関する経過措置)

3 新条例の規定中個人の県民税に関する部分は、平成20年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成19年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(法人の県民税に関する経過措置)

4 次項から附則第8項までに定めるものを除き、新条例の規定中法人の県民税に関する部分は、平成20年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

5 この条例による改正前の高知県税条例(以下「旧条例」という。)第32条第1項第4号に規定する法人でない社団又は財団に対して課する平成19年度分までの法人の県民税の均等割については、なお従前の例による。

6 新条例第47条の規定(同条第1項の表の第1号アに掲げる法人に係る部分に限る。)は、平成20年度以後の年度分の法人の県民税の均等割について適用し、地方税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第21号)第1条による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)第52条第2項第3号に掲げる公共法人等に対して課する平成19年度分までの法人の県民税の均等割については、なお従前の例による。

7 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から平成20年11月30日までの間における新条例第47条第1項の規定の適用については、同項の表の第1号中

「ウ 一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。)に該当するものを除く。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)

エ 保険業法(平成7年法律第105号)に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの(アからウまでに掲げる法人を除く。)

オ 法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額(保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額として政令で定めるところにより算定した金額。以下「資本金等の額」という。)を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。)で資本金等の額が1,000万円以下であるもの

とあるのは、

「ウ 保険業法(平成7年法律第105号)に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの(ア及びイに掲げる法人を除く。)

エ 法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額(保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額として政令で定めるところにより算定した金額。以下「資本金等の額」という。)を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びウに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。)で資本金等の額が1,000万円以下であるもの

とする。

8 新条例第49条の2又は第49条の3の規定は、施行日以後に新条例第49条の2第1項又は第49条の3第1項の申請が行われる場合について適用する。

(事業税に関する経過措置)

9 次項に定めるものを除き、新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、平成20年4月1日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び同日以後の解散(合併による解散を除く。以下この項において同じ。)による清算所得に対する事業税(清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。)について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び同日前の解散による清算所得に対する事業税(清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。)については、なお従前の例による。

10 新条例第62条の2又は第62条の3の規定は、施行日以後に新条例第62条の2第1項又は第62条の3第1項の申請が行われる場合について適用する。

(不動産取得税に関する経過措置)

11 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、平成20年4月1日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

12 新条例第71条第2項の規定は、平成20年5月1日以後にされる同項の規定による家屋の新築後最初に行われる注文者に対する請負人からの譲渡について適用し、同日前にされた旧条例第71条第2項の規定による家屋の新築後最初に行われた独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構又は同項に規定する住宅を新築して譲渡する者で地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第152号)第1条の規定による改正前の地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第36条の

- 2の2第2項に定めるものに対する請負人からの譲渡については、なお従前の例による。
- 13 平成20年4月1日以前の旧条例第71条第11項に規定する不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 14 平成20年5月1日以前の旧条例第83条第1項第4号に該当する場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
(自動車税に関する経過措置)
- 15 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成20年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成19年度分までの自動車税については、なお従前の例による。
(自動車取得税に関する経過措置)
- 16 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日以前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。
- 17 新条例付則第24条の規定は、平成20年5月1日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税の税率について適用し、同日以前の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税の税率については、なお従前の例による。
(軽油引取税に関する経過措置)
- 18 新条例第183条の規定は、平成20年6月30日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、同日以前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。
- 19 新条例付則第27条の規定は、平成20年5月1日以後に新条例第180条第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは新条例第181条第1項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入(以下この項において「軽油の引取り等」という。)が行われた場合又は同日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が新条例第180条第6項の規定に該当するに至った場合において課すべき軽油引取税の税率について適用し、同日前に軽油の引取り等が行われた場合又は同日前に軽油引取税の特別徴収義務者が同項の規定に該当するに至った場合において課する軽油引取税の税率については、なお従前の例による。
(狩猟税に関する経過措置)
- 20 新条例付則第28条の2の規定は、平成20年4月1日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用し、同日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する狩猟税については、なお従前の例による。

規 則

高知県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成20年4月30日(揭示済)

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第46号の3

高知県税規則の一部を改正する規則

高知県税規則(昭和33年高知県規則第11号)の一部を次のように改正する。

目次中「第36条」を「第36条の3」に改める。

第2章第1節中第36条の次に次の2条を加える。

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の県民税の徴収猶予の申請書類等)

第36条の2 条例第49条の2第1項の規定に基づく徴収の猶予を受けようとする者は、施行規則で定める様式による申請書に施行規則で定める書類を添付して県税事務所長に提出しなければならない。

2 第41条の3第2項及び第3項の規定は、前項の申請書類の提出があった場合について準用する。

(租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の県民税の徴収猶予の申請書類等)

第36条の3 条例第49条の3第1項の規定に基づく徴収の猶予を受けようとする対象連結法人(同項に規定する対象連結法人をいう。)は、施行規則で定める様式による申請書に施行規則で定める書類を添付して県税事務所長に提出しなければならない。

2 第41条の3第2項及び第3項の規定は、前項の申請書類の提出があった場合について準用する。

第41条の3の次に次の2条を加える。

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予の申請書類等)

第41条の4 条例第62条の2第1項の規定に基づく徴収の猶予を受けようとする者は、施行規則で定める様式による申請書に施行規則で定める書類を添付して県税事務所長に提出しなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の申請書類の提出があった場合について準用する。

(租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予の申請書類等)

第41条の5 条例第62条の3第1項の規定に基づく徴収の猶予を受けようとする対象連結法人(同項に規定する対象連結法人をいう。)は、施行規則で定める様式による申請書に施行規則で定める書類を添付して県税事務所長に提出しなければならない。

2 第41条の3第2項及び第3項の規定は、前項の申請書類の提出があった場合について準用する。

第48条及び第50条第2項中「第71条第9項」を「第71条第8項」に改める。

別記第69号様式中「平成20年3月31日」を「平成22年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の高知県税規則別記様式は、この規則による改正後の高知県税規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。